

令和6年第2回鹿嶋市議会定例会提出議案説明書

議案第29号 令和6年度鹿嶋市一般会計補正予算（第1号）

【政策企画部 財政課】

歳入歳出予算の補正について

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9億3,743万6,000円を追加し、総額242億4,443万6,000円となりました。

歳入の主なものとして、子ども・子育て支援事業費補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、ブルーツーリズム推進支援事業費補助金などによる国庫支出金の増8億4,991万2,000円、ふるさと納税型クラウドファンディングによる寄附金の増8,000万円、自治総合センターコミュニティ助成金による諸収入の増250万円を見込みました。

歳出の主なものとして、鹿島アントラーズホームタウン支援金によるホームタウン推進事業の増5,787万8,000円、補助金による市民参加のまちづくり事業の増250万円、補助金などによる住民税均等割のみ課税世帯等支援給付金事業の皆増8億2,870万9,000円、児童手当制度改正に係る電算処理委託料などによる児童手当等経費の増215万2,000円、施設改修工事費などによる観光施設管理費の増1,647万8,000円、積立金によるふるさと納税基金積立金の増650万4,000円を計上しました。

議案第30号 鹿嶋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

【DX・行革推進室】

健康保険証の廃止に伴い、医療福祉費支給事務において利用する特定個人情報として、健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報を追加するため、条例の一部を改正するものです。

議案第31号 鹿嶋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【教育委員会事務局 幼児教育課】

国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、アナログ規制の見直し等を行うため、条例の一部を改正するものです。

議案第32号 鹿嶋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【教育委員会事務局 幼児教育課】

国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所の保育士及び保育従事者の配置基準を見直すため、条例の一部を改正するものです。

議案第33号 鹿嶋市農業委員会委員の任命について

議案第34号 鹿嶋市農業委員会委員の任命について

議案第35号 鹿嶋市農業委員会委員の任命について

議案第36号 鹿嶋市農業委員会委員の任命について

議案第37号 鹿嶋市農業委員会委員の任命について

議案第38号 鹿嶋市農業委員会委員の任命について

議案第39号 鹿嶋市農業委員会委員の任命について

議案第40号 鹿嶋市農業委員会委員の任命について

議案第41号 鹿嶋市農業委員会委員の任命について

議案第42号 鹿嶋市農業委員会委員の任命について

議案第43号 鹿嶋市農業委員会委員の任命について

議案第44号 鹿嶋市農業委員会委員の任命について

議案第45号 鹿嶋市農業委員会委員の任命について

議案第46号 鹿嶋市農業委員会委員の任命について

【総務部 人事課】

議案第33号から議案第46号までは、鹿嶋市農業委員会委員の任命について、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。任期は、令和6年8月27日から3年間です。

1 出頭 勝美（再任）

野菜を中心に農業経営に精力的に取り組んでいる。長年、農業委員会委員として地域の農業の発展に尽力しており、委員として適任である。

2 橋本 正（再任）

水稻を中心に農業経営に精力的に取り組んでいる。長年，農業委員会委員として地域の農業の発展に尽力しており，委員として適任である。

3 山本 清治（再任）

認定農業者であり，野菜を中心に農業経営に精力的に取り組んでいる。長年，農業委員会委員として地域の農業の発展に尽力しており，委員として適任である。

4 大槻 勝敏（再任）

認定農業者であり，水稻を中心に農業経営に精力的に取り組んでいる。長年，農業委員会委員として地域の農業の発展に尽力しており，委員として適任である。

5 清宮 茂信（再任）

認定農業者であり，野菜を中心に農業経営に精力的に取り組んでいる。地域の農業に対し高い識見を有しており，委員として適任である。

6 野口 嘉徳（再任）

水稻を中心に農業経営に精力的に取り組んでいる。土地改良区理事長として地域の農業に対し高い識見を有しており，委員として適任である。

7 大川 喜美（再任）

認定農業者であり，水稻を中心に農業経営に精力的に取り組んでいる。地域の農業に対し高い識見を有しており，委員として適任である。

8 笹本 真由美（再任）

認定農業者であり，野菜を中心に農業経営に精力的に取り組んでいる。地域の農業に対し高い識見を有しており，委員として適任である。

9 桐澤 いづみ（再任）

農業者以外の者で中立な立場で公正な判断をすることができるものとして地域の農業の発展に尽力しており，委員として適任である。

10 笠貫 順一（再任）

認定農業者であり，水稻を中心に農業経営に精力的に取り組んでいる。地域の農業に対し高い識見を有しており，委員として適任である。

1 1 今村 太一（再任）

認定農業者であり，水稻を中心に農業経営に精力的に取り組んでいる。地域の農業に対し高い識見を有しており，委員として適任である。

1 2 日向寺 正志（新任）

認定農業者であり，野菜を中心に農業経営に精力的に取り組んでいる。地域の農業に対し高い識見を有しており，委員として適任である。

1 3 田口 茂（新任）

水稻を中心に農業経営に精力的に取り組んでいる。土地改良区副理事長として地域の農業に対し高い識見を有しており，委員として適任である。

1 4 谷田川 延秀（新任）

水稻を中心に農業経営に精力的に取り組んでいる。地域の農業に対し高い識見を有しており，委員として適任である。

議案第 4 7 号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

【健康福祉部 国保年金課】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い，「被保険者証」等の文言の整理等を行うため，地方自治法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により，規約の変更について議会の議決を求めるものです。

議案第 4 8 号 市道路線の変更について

【都市整備部 施設管理課】

路線の一部が一般交通の用に供されていない林地内，宮中地内及び鱈川地内の道路 5 路線を変更するものです。

報告第 1 号 専決処分について（鹿嶋市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例）

【健康福祉部 国保年金課】

茨城県の医療福祉対策要綱及び茨城県医療福祉費等補助金交付要項等が改正されることに伴い、令和6年4月1日から重度心身障害者医療福祉制度の対象者を拡大するため、同年3月28日に専決処分を行い、条例の一部を改正したので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるものです。

報告第2号 専決処分について（鹿嶋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

【健康福祉部 国保年金課】

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税の軽減対象世帯を拡大するため、同年3月30日に専決処分を行い、条例の一部を改正したので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるものです。

報告第3号 専決処分について（鹿嶋市税条例の一部を改正する条例）

【総務部 税務課】

地方税法等の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行されることに伴い、個人住民税の定額減税等についての規定を整備するため、同年3月30日に専決処分を行い、条例の一部を改正したので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるものです。